

聖霊降臨後第22主日 ルカ18章1―8節

〔直訳〕

- 1 だが彼は話した たとえを 彼らについて 彼らがいつも祈るへきであることに、
そして 落胆すべきでないことに、
- 2 言いながら
「ある裁判官が いた ある町に 神を 畏れないで、そして 人を 気にかけないで。
3 だがやもめが いた その町に。
そして 彼女は来つづけた 彼のもとへ 言いながら、
「弁護してください 私を 私の反対者から。」
4 そして 彼は望まないでいた しばらくの間。
だがその後 彼は言った 自分のうちで、
「たとえ 神をも 私は畏れないにしても、
人をも 私は気にかけないにしても、
5 もたらすことのゆえに 私に 煩わしさを このやもめが
私は弁護するだろう 彼女を、
ないように 引き続き やって来て 彼女が私の目の下にあざを作る。」
6 だが言った 主は、
「あなたがたは聞きなさい、不正の裁判官が言うことを。
7 だが神は 行わないことがあるるか 弁護を
彼の選んだ者たちの 彼に昼も夜も叫んでいる者たちの、
そして 彼は遅らせるか 彼らの上に。
8 私は言う あなたがたに 次のことを
彼は行うであろう 彼らの弁護を 素早く。
しかしながら 人の子は やって来るとき
はたして 見いだすだろうか 信仰を 地の上に。」

〔新共同訳〕

1 イエスは、気を落とさずに絶えず祈らなければならぬことを教えるために、弟子たちにとえを話された。 2 「ある町に、神を畏れず人を人とも思わない裁判官がいた。 3 ところが、その町に一人のやもめがいて、裁判官のところに来ては、『相手を裁いて、わたしを守ってください』と言っていた。 4 裁判官は、しばらくの間は取り合おうとしなかった。しかし、その後考えた。『自分は神など畏れないし、人を人とも思わない。 5 しかし、あのやもめは、うるさ

くてかなわないから、彼女のために裁判をしてやろう。さもないと、はっきりなしにやって来て、わたしをさんざんな目に遭わすにちがいない。』6 それから、主は言われた。「この不正な裁判官の言いぐさを聞きなさい。7 まして神は、昼も夜も叫び求めている選ばれた人たちのために裁きを行わずに、彼らをいつまでもほうっておかれることがあるか。8 言うておくが、神は速やかに裁いてくださる。しかし、人の子が来るとき、果たして地上に信仰を見いだすだろうか。」

①構成

① 1節と8節後半は、たとえ本体(2―8 a節)に加えられた枠と考えられる。1節では「いつも祈るべきこと」とあり、8 b節では「人の子はやって来るとき」とあることに暗示されているように、この枠では、神の国の完全な到来(終末)までにはまだ時間があることを前提にしている。

② 1節は、2節以下のたとえが語られる目的(絶えざる祈りの必要性)を述べている。「落胆する(エンカケオー)」は、エン(の中に)とカコス(悪い・いやな)の合成語であり、「がっかりする」「疲れて嫌になる」の意味。

③ 8 b節では「人の子」イエスへの信仰という要素が加わり、この信仰こそが「うむことのない祈り」を生み出す力であることが示されている。

④ たとえ本体(2―8 a節)は、たとえ(2―5節)とたとえの適用(6―8 a節)に分かれる。たとえの適用では、たとえのねらいが明らかにされるが、それは二つだと言える。

⑤ 6節では、「不正の裁判官が言うこと」、つまり「やもめが煩わしさをもたらすことのゆえに私は弁護するだろう」に注目させている。たとえの眼目はやもめの執拗な態度にあり、「落胆せずに、いつも祈ること」の大事さを教えている。

⑥ 7―8 a節では、裁き手に注目しており、「神は素早く弁護を行うだろう」がたとえのねらいになる。しかし、2―5節のたとえに登場する裁判官は「しばらくの間」弁護しなかったことと合わないことを考えると、7―8 a節は二次的な解釈かもしれない。

②やもめと裁判官

① 「裁判官」。たとえに登場する裁判官は、必要に応じて任務につく町の有力者であって、正式の裁判官ではないかもしれない。旧約聖書は、偽りの判決を下す者について、彼らは弱い者の訴えを退け、貧しい者から権利を奪い、やもめを餌食とし、みなしごを略奪すると述べている(イザ一〇一―二)。

② 「やもめ」。旧約聖書の規定によると(申二五五以下)、レビラト婚の規定によれば、子どもが生まれずにやもめとなった女性の亡夫の兄弟、さもなければ他の親族の一人は、彼女と結婚しなければならぬ(ルツ三九、四一以下)。もしこれができず、またやもめが生家に戻ることもできなければ、彼女の生活はとても悲惨なものとなる。そこから、やもめであることは惨めな境遇や裁きの暗喩となる(イザ四七八―九、哀一、黙一八七参照)。

③ やもめはみなしごや他国人(寄留者)たちと並んで、旧約聖書の律法、特に申命記では、保護が必要な者と見なされている。また、やもめに対する配慮は宗教的な義務となって出てくる(出二二二―二二、申二四一七・一九以下など)。神はやもめやみなしごや寄留者を助け(申一〇一八、詩六八五)、預言者たちは彼らに対する虐げを非難する(エレ七六、二二三、エゼ二二七他)。イエ

スも、やもめの家を食い物にする律法学者を非難する（マコ一20と並行箇所）。イエスが一人のやもめの望みをかなえて、彼女の息子を生き返らせたとき、人々はイエスを大預言者と呼び、「神はその民を心にかけてくださった」と神を賛美した（ルカ七11以下）。貧しいやもめの献金を見たイエスは、そこに彼女の信仰を認める（マコ一24以下と並行箇所）。

③ やもめが煩わしさをもたらすから

①このたとえでは、やもめは自分に不正を働く者からの保護を求めて訴えている。その訴えは「ひっきりなしに」行われた。「ひっきりなしに」を直訳すると、「引き続き・最後まで」となる。この表現は7―8節の終末の裁きを意識させる。男性中心社会でのやもめは、自分を保護する者を欠いているから、きわめて弱い立場に置かれており、「しつこさ」だけが彼女の強みとなる。従って、このたとえでも、彼女の執拗さを強調している。

②3節の「彼女は来つづけた」は、動作の反復継続を表す動詞形（未完了過去形）。やもめは繰り返しやって来ては、「弁護してください」と頼み続ける。「弁護する」はエクディケオー。この語は「誰かのために正義をもたらす」の意味だが、これは「圧迫されている者の権利を擁護する」の意味にも、「抑圧者を罰する」の意味にもなりうる。ここでは前者の意味であろう。

③5節には「引き続きやって来て」とある。この「引き続き・最後まで」は「やって来て」にかけることも、「目の下にあぎを作る」にかけることもできる。いずれにしても、やもめの懸命さを表している。

④「目の下にあぎを作る」は、ボクシングの用語であり、「目の下をねらい撃つ」ことを指します（1コリ九27「打ちたたく」）。そこから転義して、「すっかり面倒をかける」とか、「顔に泥を塗る」といった意味になる。

⑤2節だけでなく5節でも、裁判官は「神をも畏れない、人をも気にかけない」人だと繰り返し返される。裁判官は「神をも畏れない、人をも気にかけない」のだから、裁く必要はない。しかし、「たとえ神をも畏れない、人をも気にかけない」裁判官であっても、やもめの言い分を取り上げざるをえなくなるのは、彼女が執拗に願っているからである。このようにして、やもめの執拗さはいっそう際立たされる。やもめの保護を訴える聖書の言葉（たとえば、出二二22―24、特にシラ三五14―20）を「しばらくの間」無視していた裁判官だが、やもめの執拗さには降参せざるをえない。従って、このたとえのポイントは5節の「このやもめが煩わしさを私にもたらすことゆえに」にある。

⑥「煩わしき」は、名詞コポス。古典ギリシア語の原義は「打つこと」。その結果として生じる「心労・疲労」、さらにこうした状態を生じさせる「労働・苦労・仕事」。新約聖書では、18回の用例がある。

⑦真夜中に友人を訪ねてパンを所望すると、彼は「面倒をかけないでください」と答えるが、しつように頼めば何でも与えてくれるだろう（ルカ一四6）。裁判官の裁きを求めるやもめはしつように願ひ続け、裁判官から「煩わしき」をもたらす者と見られる（ルカ一八5）。他方、やもめの側から見れば、この語の原義にあるように、彼女は「打つこと」をし続ける。「打つこと」は彼女が願ひ続けていることを表しており、7節の「昼も夜も叫んでいる者たち」へとつながっていく。

④たとえの適用（6―8 a節）

③ 6節では裁判官が「不正の」と形容されている。この形容が「(邪悪な) この世に属している」といった意味であれば、神との対比が強調されることになる。「不正の」裁判官であっても、しつこいやもめには目を向けざるをえないから、まして神であれば、いつも祈る者から目をそむけるはずがない。必ず聞き届けてくれる。だから、落胆せずに常に祈るべきである。

④ 「遅らせる」は、動詞マクロシユームオー。この語は、形容詞マクロス(長い)と名詞シユームス(心・気)から合成された形容詞マクロシユームス(気の長い・辛抱強い)の動詞形。新約聖書では10回使われる。名詞形マクロシユームミアは14回使われ、用例はすべて書簡での用例である。意味は動詞に依じている。

⑤ 7節では、神は、夜も昼も呼び求めている選ばれた人たちのために裁きを行わず、彼らに關して「ずっとそのままであることがあるか」の意味で、神が裁き手として必ず行動することを強く呼びかける表現になっている。

⑥ 「行わないことがあるか」。否定の強調や強い禁止を表す構文。ルカでは修辭的疑問文に使われ、未来に必ず起こる出来事を述べる。「行わないということがありうるだろうか、いや、ない」の意味。

⑦ 7―8 a節では、神が行う応答を述べている。「彼に昼も夜も叫んでいる者たち」は1節の「いつも祈るべきであること」と同じ意味だと言える。「昼も夜も」は「いつも」の言い換えであり、神に向けた「叫び」は祈りだからである。このようにいつも祈る者は神が「選んだ者」であり、神は彼らの弁護を必ず、素早く行う。

⑧ 7節の「叫ぶ」は動詞ポアオー。この語の基本的な意味は「叫ぶ、大声で呼ぶ」であるが、どのような状況で叫ぶか、どんな叫び声をあげるかによって、次のような違いが現れる。

(1) 一般的に「叫び声をあげる」を意味する。ユダヤ人はこぞってパウロを生かしておくべきではないと「叫ぶ」(使二五24)。神の約束によって子を得る不妊の女は、喜びの声をあげて「叫ぶ」ことができる(ガラ四27)。

(2) 神の使信を宣言するという意味を表す。イエスの到来を告げる洗礼者ヨハネは、イザヤが預言した、荒れ野で「叫ぶ者」である(マタ三3並行)。

(3) 「苦痛の叫びをあげる、助けを求めて叫ぶ」を意味し、逃れようのない苦境に立たされた者が神に向けてあげる叫びを表す。目の見えない人はイエスに憐れみを求めて「叫び」(ルカ一八38)、イエスは十字架の上で神に大声で「叫んだ」(マタ二七46並行)。「叫び求める」のは、神が応えてくださると信じるからである。

⑤創世記32章3―8・22―30節

3 ヤコブは彼らを見たとき、「ここは神の陣営だ」と言い、その場所をマハナイム(二組の陣営)と名付けた。4 ヤコブは、あらかじめ、セイル地方、すなわちエドムの野にいる兄エサウのもとに使いの者を遣わすことにし、5 お前たちはわたしの主人エサウにこう言いなさいと命じた。「あなたの僕ヤコブはこう申しております。わたしはラバンのもとに滞在し今日に至りましたが、6 牛、ろば、羊、男女の奴隷を所有するようになりました。そこで、使いの者を御主人様のもとに送って御報告し、御機嫌をお伺いいたします。」7 使いの者はヤコブの

ところに帰って来て、「兄上のエサウさまのところへ行つて参りました。兄上様の方でも、あなたを迎えるため、四百人のお供を連れてこちらへおいでになる途中でございます」と報告した。8 ヤコブは非常に恐れ、思い悩んだ末、連れてくる人々を、羊、牛、らくだなどと共に二組に分けた。

22 こうして、贈り物を先に行かせ、ヤコブ自身は、その夜、野営地にとどまった。

23 その夜、ヤコブは起きて、二人の妻と二人の側女、それに十一人の子どもを連れてヤボクの渡しを渡った。24 皆を導いて川を渡らせ、持ち物も渡してしまつたと、25 ヤコブは独り後に残った。そのとき、何者かが夜明けまでヤコブと格闘した。26 ところが、その人はヤコブに勝てないとみて、ヤコブの腿の関節を打つたので、格闘をしているうちに腿の関節がはずれた。27 「もう去らせてくれ。夜が明けてしまつから」とその人は言ったが、ヤコブは答えた。「いいえ、祝福してくださいまでは離しません。」28 「お前の名は何というのか」とその人が尋ね、「ヤコブです」と答えると、29 その人は言った。「お前の名はもうヤコブではなく、これからはイスラエルと呼ばれる。お前は神と人と闘つて勝つたからだ。」30 「どうか、あなたのお名前を教えてください」とヤコブが尋ねると、「どうして、わたしの名を尋ねるのか」と言つて、ヤコブをその場で祝福した。

① ヤコブは家族を導いてヤボクの渡しをわたり終えると、独りでその場に残る。「独り」になつたヤコブは、神の顕現を体験するが、兄エサウの怒りを避けて、ハラシへと逃れて行くときにも、石を枕に独りで眠るヤコブに神は顕現した(創二八10以下)。そのとき、ヤコブは神が現れたその場所を「ベテル(神の家)」と名付けた。この物語では神の顕現を体験したヤコブがその場所を「ペヌエル」と名付け、「イスラエル」という新しい名前を与えられる。

② ヤコブはヤボクの渡し場で何者かと格闘する。「格闘する」と訳されている語はアーク。この物語には、「ヤコブがヤボクでアークする」という言葉遊びが用いられている。また、ヤコブは「イスラエル」という名を与えられるとき、「お前は神と人と闘つて勝つたからだ」と言われるが、このときの「闘う」にはサーラーが用いられている。ここにはサーラーと「イスラエル(神が闘う)」の言葉遊びが見られる。

③ 長子権と父エサウの祝福を兄エサウから奪つたヤコブは、兄エサウの怒りを避けて、伯父ラバンのいるハラシへと逃げた。ヤコブはラバンのもとに二十年仕えた。その間に十一人の息子が生まれたが、ラバンのもとで苦勞するヤコブを解放するために、神が働きかける。神はヤコブに対するラバンの仕打ちを見て、故郷へと帰るようにと命じる。その言葉は次のように述べられている。

「あなたは、あなたの故郷である先祖の土地に帰りなさい。

わたしはあなたと共にいる。」(三一3)

「わたしはベテルの神である。かつてあなたは、そこに記念碑を立てて油を注ぎ、わたしに誓願を立てたではないか。さあ、今すぐこの土地を出て、あなたの故郷へ帰りなさい。」(三一13)

「故郷へ帰る」ことを命じる神は、ヤコブにベテルでの誓願を思い起こさせる(創二八20)。それは同時に、「わたしはあなたと共にいる」という神の祝福を思い起こさせることでもある(創

二八15)。なぜなら、ヤコブは神の祝福を信頼して、誓いを立てたからである。

④ヤコブは神の指示に従い、二十年の時を経て故郷へと帰って行く。しかし、帰郷はヤコブにとっては自分を恨んでいるはずの兄エサウとの再会を意味している。神が兄エサウから自分を守るという保証がヤコブには必要であった。だから、ヤコブは「いいえ、祝福してくださいさるまでは離しません」と強く主張している(27節)。

⑤「ヤコブ」という名は、誕生のときに「エサウのかかと(アケブ)をつかんでいた」ことに由来する(二五26)。長子権と父の祝福を奪われたエサウは「わたしの足を引っ張り(アークブ)欺いた」と言って怒りをあらわにした(二七36)。ヤコブは兄エサウとの再会の前に、この古い名前を捨て、「イスラエル」という新しい名を与えられる。

⑥神の応えを信じて叫び続ける

①ヤコブは計略によって兄を欺いた。そのヤコブを守ることができないのは神のほかにはない。だからこそ、ヤコブは神が自分を守ることの保証を求め続ける。「イスラエル」の名は、過去の罪を差し出したヤコブと共に神がいて、神が彼を守り続けるという祝福でもある。

②自分を守る家族のいないやもめは、裁判官にひたすら訴えを続ける。彼女の訴えは、「打つこと」という語で表され、「目の下にあざを作る(目の下をねらい撃つ)」行為として表現されている。その訴えの強さは、「神をも畏れない、人をも気にかけない」裁判官を動かす。

③兄エサウが自分も家族も殺すかもしれないとヤコブは恐れ、ただ神に助けを祈る。祝福を与えられるまで諦めることをしなかったヤコブも、裁判官に訴え続けるやもめも、「いつも祈るべきであること」、そして「落胆すべきでないこと」を教えている。

④1節では「いつも祈るべきであること」、そして「落胆すべきでないこと」の大切さが語られており、それに対応する8節後半では「人の子はやって来るとき、はたして地の上に信仰を見いだすだろうか」とあるように、ここでは「祈り」と「信仰」は切り離すことのできないものであることが示されている。人の子の到来を待つ者に必要な態度は「いつも祈る」ことである。

⑤重い皮膚病を清められた十人の中で、たった一人、サマリア人はいやされたことに気づいてイエスのもとに戻った。このサマリア人の信仰にすることができるよう、信仰は神の働きを見させる力である。信仰がなくなれば、神の働きも忘れ去られ、祈りもなくなる。キリスト者は地の上にならぬが、神と関わって生きる者であり、その特徴は「落胆せずいつも祈る」ことである。

⑥「いつも祈る」ことと「落胆しない」ことが組み合わされているように、神の国の到来を待つ者に必要な祈りは、「ただ祈り続ける」ことではない。それは、ヤコブややもめが諦めることなく願い続けたように、必ず神からの応えが与えられることを望み続ける信仰に支えられた祈りである。動詞ポアオーが表す叫びが、神の助けを求めて、神からの助けが必ずあることを信じてあげるといふように、キリスト者の祈りは神の力を信じて求め続ける祈りである。